

阿南市契約規則の一部改正について(総務課)

「地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第１号で定められている少額随契の基準額を引き上げる改正が行われたことに伴い、阿南市契約規則で定める少額随契の基準額を引き上げる改正を行いました。

なお、令和７年４月１日施行です。

阿南市契約規則第２０条別表

契約の種類	阿南市契約規則別表（第２０条 関係）		（参考）国	
	現行	改正後	国の現行	国の改正案
(1)工事又は製造の請負	１３０万円	２００万円	２５０万円	４００万円
(2)財産の買入れ	８０万円	１５０万円	１６０万円	３００万円
(3)物件の借入れ	４０万円	８０万円	８０万円	１５０万円
(4)財産の売払い	３０万円	５０万円	５０万円	１００万円
(5)物件の貸付け	３０万円	据え置き	３０万円	５０万円
(6)前各号に掲げるものの以外のもの	５０万円	１００万円	１００万円	２００万円